

2016年3月14日

## 弁理士試験制度及び日本弁理士会の取組に関する意見

キヤノン知的財産法務本部 長澤健一

### (1) 弁理士試験制度について

弁理士試験の結果概要を見ると、最終合格率が最近3年間で3.1%低下(10.7%⇒6.6%)し、志願者数も7年間で約半減(10,494人⇒5340人)となっている。これには様々な要因があるかと思われるが、弁理士試験制度についても更なる見直しが必要ではないかと考える。

例えば、弁理士に限らず各企業の従業員を見ても、試験の得点が高い人が、必ずしも仕事のできる人とは限らないことはご理解いただけると思う。弁理士には業務を適切に実行できる知識を持っていてもらえばよいと考えており、産業界としては、意図的に弁理士試験の難易度を上げて合格者を絞ることで、優秀な人材を弁理士として十分に確保できなくなってしまうことは望んでいない。

弁理士の質を低下させないようにしたいという考え方も理解しているが、試験制度の変更が受験者の母数を下げる方向(例えば、単純に難易度だけが上がる方向)に進まないようにして頂きたい。

### (2) 弁理士の適正な業務遂行(資料4)について

依頼者とのトラブルとして預かり金と手数料とを混同しているケースがあるのであれば、預かり金の分別管理は実施すべきであり、弁護士職務基本規程のように明文化を検討して頂きたい。分別管理は、汎用ソフトによっても簡単に実施することができるため、負荷も大きくはないと考える。

また、「極めて悪質で、被害拡大が予想され、被害の回復が困難である事案について、早期公表」とかなり限定されているが(資料3の3ページ参照)、被害拡大が予想され又は被害の回復が困難であれば、懲罰的な意味も含めて早めに公表したほうがよいのではないか。苦情の申し立ての件数の増減のみで解決方向に向かっているとは判断し難く、規則を明確にする、処分は厳罰化する、などして発生防止の取組みの強化が望まれる。

一方、受任時の合意書の作成に関しては、長い信頼関係にある特許事務所と大企業間では料金トラブル等が発生することは極めて稀であり、多数の案件の全てに合意書を作成することは現実的ではない。一方、依頼者から初めて受任する案件である場合等、合意書の作成をすべき事例を明確にする等の取り組みが望まれる。

(3) 相談業務に向けた取組について

「弁理士知財キャラバン」の取組は好ましい取り組みであり、単なる特許出願の促進ではなく営業秘密の保護管理や技術契約のサポート等、地方の企業にとって事業活動に有益となるような形では非進めて頂きたい。一方で、コンサルティング業務には、十分な経験と知識が必要であり、容易に身につくようなものではないため、従来から実施されている座学の研修の実施に、実習型の研修を取り入れてもらえたことは評価できる。今後もさらなる取組みを検討して頂きたい。例えば、第7回弁理士制度小委員会で指摘したように、JIPAなどの産業界の団体とより深く関わっていただき、議論をする場を設け、活発な意見交換を継続実施して頂きたい。また、議論した内容をフィードバックするような仕組みを検討して頂きたい。

(4) その他について

資料3の報告において、もう少し具体的に説明して戴きたいところを以下に列挙する。

①調査、審査組織への外部委員の登用に関しては、本年の4月1日から審査委員会、綱紀委員会への外部委員を配置すると説明されているが、具体的に産業界からの委員は何名程度配置されるのか御教示戴きたい。

②コンサルティング業務についての産業界との意見交換に関して、中小企業基盤整備機構や東京商工会議所等と意見交換を行い、キャラバン活動に協力する旨の提案を受けたあるが、もう少し具体的に意見交換の内容を御教示戴きたい。また、技術やビジネスの理解に関しては当事者である中小企業の人材のみではなく、産業界で知的財産戦略の策定に係った人材の登用が望まれるが、具体的にそのような人材の登用を検討していれば御教示戴きたい。

③研修に関しては開催された研修が列挙され、受講促進を促したとあるが、例えば、指摘があったオープン・クローズ戦略に対して、どのような研修を取り入れたのかその内容等について具体例を御教示戴きたい。

以上